

## スポーツ活動バス使用基準について

使用団体	使用可能大会	回数	少年団が負担するもの
スポーツ少年団	市外で開催の通常大会等	2回（日帰りのみ） 1回につき市バス1台 （1泊2日で2回分使用も可）	○バスの燃料代（使用時支払い） ○高速道路利用料（使用時支払い） □宿泊の場合は ・運転手宿泊代（夕・朝食付き） ※一人部屋を確保 ・バスの駐車場料金
	・予選を経ての全道大会出場 ・北北海道大会等の全道大会に準ずる大会	回数制限なし 1回につき市バス1台	

### バス利用にあたっての注意事項

#### 【共通事項】

- ① 市のバスは、マイクロバス（28人）2台、大型バス（40人）3台しかありませんので、そのバスが確保されていることがバス利用の条件となります。  
（市の他の部署でも利用しますので要望に応えることができない場合もあります）
- ② 出場する大会等の日程が確定しましたら、早めに市民協働課に連絡ください。
- ③ 1日のバス運転手の拘束時間は、法律上13時間が上限となります。  
（例：朝6時出発～夜8時到着は14時間となり、利用できません。）
- ④ バスは、制限速度での走行を考慮して、遠征の行程を組んでください。
- ⑤ 遠征先市町村への所要時間が不明な場合は、「北の道ナビ」等検索サイトで調べるか、市民協働課に相談してください。ふらのバス（株）に確認いたします。
- ⑥ 高速・高規格道路利用の場合は、補助席への乗車は、できません。（シートベルトが付いていません）
- ⑦ 利用の際には、大会の開催要項（写し）や行程表を提出願います。
- ⑧ 宿泊が伴う場合は、運転手宿泊代（夕・朝食付き）、（1人部屋か利用団体の近隣の宿泊所を確保）各種駐車場料金が少年団の負担となります。宿泊先がわかる資料や住所・電話番号など。

#### 【通常大会】

- ・「支部予選」「管内予選」「予選がない全道大会」「企業主催の大会」等の大会です。
- ・原則日帰りで、2回まで利用できます。1泊2日で2回分使用も可とします。

#### 【全道大会】

- ・「地区等の予選大会を経た全道大会」「北北海道大会等全道大会に準ずる大会」
- ・使用申請書を提出する際は、全道大会開催要項と地区大会の結果や要項も一緒に提出してください。
- ・原則1泊2日以内でのバス運行となります。（詳細は、市民協働課へ）

ご不明な点は、市民協働課 文化・スポーツ係まで  
（文化会館内）39-2311